

あか牛

創刊号

1 9 5 8

(昭和 33 年)

社団法人 日本褐毛和種登録協会

注：第 1 号については原本の損耗が激しいので現状で複写。
表紙、目次、P1～P6 までは欠損。

目次

発刊のことば	会長 佐々木清綱	1
あか牛創刊を祝す	畜産局 大川忠男	2
あか牛を語る座談会（昭和 32 年 4 月 23 日）		3
審査標準を改正		7
中共の黄牛を訪ねて	会長 佐々木清綱	13
褐毛和種における頭型と体型との関係について	松尾昭雄・岡本正幹 （九州大学農学部）	22
試験からみた褐毛牛の肥育	茨城県種畜場長 須永健児	25
広報室（登録規程改正案出来上る）		33
会報		43
支部だより		45
ニュース		47
登録彙報		50

1P～6P までは欠損。

発刊のことば 会長	佐々木清綱	1
あか牛創刊を祝す 畜産局	大川忠男	2
あか牛を語る座談会（昭和 32 年 4 月 23 日）		3～6

こまかいことについてはこれから更に追
していきたいと思います。

島田 理論上からだけでなしに現実の上からも、
でなく黒牛に余計つきたがりですね。 嶋は褐牛

佐々木 最近日本の家畜特に豚や鶏が東南アジアに輸出され
ておりますが、これらの地帯の牛は黄牛であり、朝鮮
牛や褐牛に近いものでありますから、機会があれば褐
牛の南方輸出も考えられると思いますので、中央畜産
会などとも連繫してこれらのことも考えていきたいと思
っております。

司会 どうもいろいろとありがとうございました。

○ 審査標準を改正

昭和三十二年五月一日を期し全国一斉に実施

多年の懸案であつた審査標準の改正も、数次に亘る登録審
議会の慎重な審議と、実牛についての研究、地域別公聴会の
開催などを経て、ようやく成案を得るに至り、時代に即応し
た新標準として、昭和三十二年五月一日より全国一せいに実
施することとなつた。

(1) 改正の理由

イ 終戦後既に十数年を経過した今日、褐毛和牛の体型

もかなり改良されてきた。

ロ 和牛に対する時代的、社会的要求が多少変りつゝあ
るように思われる。

ハ 現行標準の制定にあたつては、公聴会の反映にやゝ
偏り過ぎて、現実の牛についての吟味が多少欠けてい
た点がないでもなかつた。

しかも当時においては、褐毛和牛の基本的な諸問題に
ついての調査、研究も未だ十分とはいえなかつた。

しかしながら、十年近くを経過した今日においては十
分とはいえないまでも、かなりいろいろの問題が解明
されてきた。

従つて、これらの事実も考慮する必要がある。

このような観点に立つて、改正に着手した。

(2) 改正の要点

イ 改良目標

従来は、審査標準の前文の中で、品種の特徴、改良
目標、標準体型をとりまぜてうたつていたけれども、
改良当事者である会員即農民に、要点をはつきり知ら
せるためには、むしろ「改良目標」の見出しを冒頭に
かけて、そのものズバリの表現をなす方がより効果
的であるとの考え方から、このような表現の方法がと
られるに至つた。

改良目標を定めるに方つては、「飼い易く、使い易く、早く肥つて、多産である」という褐牛の特質を中心に考え、日本の農業の現在及び将来の分析と、和牛に対する時代の要求を考慮して、従来の目標であつた「役を主とした」ものから、「役に秀でた能力は、これを後退させることなしに維持助長しながら、今後は肉用価値を昂からしめる」方向へと、改良を進めていくことにした。

口 標準体型

標準体型の決定にあつては、前記改良目標に合致させるための理論面と、現実存在するものの中での望ましい体型についての実地研究を通じて、体格、各部の比率を定めた。

雄の体高の規準が、従来の一三八センチから、一四〇センチに改められたことや、雌、雄ともに、体長、胸囲、胸幅、腰角幅、腕幅、坐骨幅、管囲、体重において多少の改正が行われたことは、その^ナめらわれである。

また、体高、体重については、従来のような単一の数字で基準を示す外に、新しく「範圍」を設けて、幅のあるものとした。

成熟、完熟の月令を明示しなかつたのは、牛体の部

位によりその時期が異なるため、劃一的に表現することは多少不合理であると考えられたからである。

ハ 部位の統廃合と配点の改正

附点審査の部位は、従来は、頭頤に始まり歩様に終る十七の部位に分けられていたが、なるべくこれを統合して不必要な部分を廃止し簡素化することを前提に一般外貌、頭頸、前軀、中軀、後軀、乳器性器、肢蹄歩様の七部位に大別したが、更に、審査の実務を混乱させないよう考慮を加えて、前記の七部位を更に区分して、均称体積に始まり歩様に終る十五部位に整理したわけである。

部位を羅列するにあつて、一般外貌を最初にもつてきたのは、この方が実際に牛をみるのに便利でありまた事実、審査にあたつて大部分の人が、そのような慣行であるので、現実に即応させたわけである。

部位の統廃合の結果として、従来と異つた新しい部位としては、「品位資質」と「体色」が挙げられる。品位資質は、従来の標準の中で、性質、品位、しまり被毛皮膚、角質、蹄質を一部位として統合したものであり、配点も均称体積、後軀とともに最も重い点数配して、新しい改良目標にふさわしいものとした。色は、従来は、毛色は被毛皮膚の部^立「の色は」

顔で、蹄の色は肢蹄の部位でみるという具合に、バラバラの感があつたので、これを一本に統一したまでであつて、特に体色を重視するような考えの現われではない。

その外には、「尻腕尾」と「臀腿」とが、従来と異つたところであるが、これは、この組合せの方が、相互に関連もありまた審査の場合にもより合理的であるという理由によるものである。

各部位の配点については、胸と十字部腰角並に雌の頸の配点が従来そのままであつて、その外は殆んど全面的に改正されている。

ニ 失格条項

失格条項の中で、新しく「性器の異常」が加えられた。これは次のものをいうのである。

イ、雄にあつては片睪丸のもの

ロ、雌にあつては外観上明らかに異常が認められるもの。

これは、このようなものが褐牛に多発するために新しく加えられたという意味ではなしに、繁殖能力に欠陥があるもの、もしくは不完全なものを登録登記することは望ましくないことを明確にしたまでである。

ホ 「本登録の審査対象から除外するもの」を新しく設

定した。

これは、体格が標準の範囲から著しく外れたものは本登録にはならないという意味であつて、次のものをいうのである。

1. 登録審査の際に、雌にあつては、体高が一二〇センチに達しないか若しくは一三三センチを超えるもの（雄については、発育資料を調査の上で近く決定する予定）

従つて右の条項は、予備登録や補助登記の場合にまでも適用するという意味ではない。

(3) 新標準は次の通りである。

褐毛和種審査標準

改良目標

性質温順で、体質強健、飼料の利用性に富み、環境に対する適応性が強く、繁殖力旺盛で連産性があること。

役用としては力が強く歩速が速く、持久力があること。

肉用としては早熟早肥で肉質がよく肉量が多いこと。

標準体型格 (完熟)

区分	体 格		高 身		体 重 ※	
	規 準	範 囲	規 準	範 囲	規 準	範 囲
雄	140	cm	137—143	cm	750	kg
雌	127		124—130		450	kg
					700—800	kg
					420—480	kg

※中程度の肉付の場合

各部の比率

区分	体高	十字部高	体長	胸深	胸幅	尻長	腰角	幅	踵幅	坐骨幅	管囲
雄	100	98	125	154	55	39	41	38	37	24	15.2
雌	100	100	119	145	53	37	40	40	37	24	13.2

附点審査の標準

区分	部位	説 明	配 点
一般外貌	均 体	頭、頸、体軀、四肢、ならびに前軀、中軀、後軀の割合がよく、体軀は広く深く、肉付がよく、体軀は広く深く、胸伸びがよい。性質は温順で活気があり、品位があつて、きりしたもので、皮膚は細く柔らかく、毛は柔らかで弾力があり、角と蹄は質のよいもの。	10
	位 置		9
資 質			10

体色※	被毛は黄褐色から赤褐色まで、皮膚は白色(肌色)、角と蹄とは被毛に似た褐色を呈するもの	5	5	
小計		25	24	
頭	頭(顔)	額は平らで広く、上部のしまつたもの。眼は温和で、大ちりと開いたもの。頬はゆたかで、鬚は強いもの。鼻すじはよく通つてあまり長くなく、鼻鏡は広く、鼻孔の大ききくもしてし。まゝり、口の切れとみちが深く、唇は厚く、太さと長さとの適度なものは上方向よく、柔らかで、附着のゆるくないもの。耳はかつかうよく、柔らかで、附着のゆるくないもの。項はくぼみの深くないもの。	6	5
	頸	頸は頭と前軀とになだらかに移り、雌では優美で、雄では頸峰が程よく発達して威容があり、雌雄共に胸垂の大きすぎないもの。	3	3
前	肩	肩はほどよく傾斜し、附着がよく、適度に高く程度で、き甲は厚すぎず、肩端は適度に高く突出せず、肩後は充実しているもの。	7	7
	胸	胸は広く深く、胸前は充実し、胸底の平らなもの。	6	6
小計		13	13	
中	助 腹	肋はよく張つて肋間の広いもの。腹はゆたかであるくなく、下臓部が充実したもの。	7	7
	背 腰	背、腰ともにまっすぐで、広く、適度に長く、後軀への移りのよいもの。	8	8
小計		15	15	
後	十字部	十字部は平らで、腰角は突出せず、幅の広いもの。	4	4
	尻 尾	上線がまっすぐで尻は長く広くよく充実し、後方にも側方にもあまり傾斜しないもの。中腰は広く、適度に高く、腰角と坐骨端との中間	10	10

○ 審査内規を改正

審查內規

(一) 失格条項中「性器の異常」の解釈

審査標準に示す失格条項のうち「性器の異常」とは、次のものをいう。

1. 雄にあつては、片墨丸のもの
2. 雌にあつては、外観上明らかに異常が認められるもの

の

(二) 失格同等の取扱をなすもの

失格同等の取扱をなすものは、次の通りである。

1. 豚尻
2. 黒角、黒蹄、鼻鏡黒（全黒のもの）
3. 一部位の減率が五〇%以上のもの

(三) 本登録の審査対象から除外するもの

審査標準の定めるところによつて、本登録の審査対象から除外するもの、即ち「体格が標準の範囲から著しく外れたもの」とは、次のものをいう。

1. 登録審査の際に雌にあつては体高が一二〇センチに達しないか、または一三三センチを超えるもの（雄については発育資料を調査の上で近く決定する予定）

(四) 附点内規

[illegible]

※体色の附点については別に附点内規を定める。
次の各項に該当するものは失格として、附点審査の対象としない。

1. 異毛色又は白斑
2. 性器の異常（取扱い方については別に定める）

体格が、~~入~~雀の範囲から著しく外れたものについては、これを本登録の審査対象から除くものとする。

一、体色 異常（理想に近いものの減率を二五%とし、次の率を加算する）

1. 蹄、角、鼻鏡の色の異常

イ 黒味のある蹄 二一〇〇%

ロ 縞蹄 二一〇〇

ハ 黒味のある角 二一〇〇

ニ 白味のある角 二一〇〇

ホ 鼻鏡の黒斑 二一〇〇

2. すばれ毛

イ 口の周囲、耳の内側、尾房にすばれ毛を併有するもの 一〇〇三〇

ロ 何れかの二部位にすばれ毛を有するもの 五〇二〇

ハ 一部位にすばれ毛を有するもの 二一五〇

3. 刺毛

イ 全身刺毛 一〇〇三〇

ロ 局部的刺毛で手掌大以上の大きさのもの 五〇二〇

ハ 同 手掌大以下のもの 二一五〇

4. 毛色の濃淡

イ 全身の毛色が淡いもの 三〇一五

ロ 全身の毛色が濃いもの又は暗いもの 三〇一五

ハ 毛色が局部的に淡いもの 二一〇〇

ニ 毛色が局部的に濃いもの又は暗いもの 二一〇〇

5. あざ

イ あざの大きいもの 五〇一〇

ロ 小あざのもの 二一五〇

6. 胸下、腹下の白斑で拇指頭大または線状のものが一箇あるもの 一〇〇一五

二 季肋骨の異常

肋腹の部位の減率に、次の率を加算する。

1. はねかぶ 一〇〇二〇

2. かぶ 五〇一〇

5. 沈み又は切骨 二一四〇

三 歩様（理想に近いものの減率を二五%とする）

1. 前肢のたぐりが十分でないもの 二〇〇二二

2. 後肢の踏込みが足りないもの 二二〇二五

3. 踏着が確実でないもの 二二〇二五

4. 肢の運びが軽快でないもの 二二〇二五

5. 飛節のゆれるもの 二二〇二七

6. 腰のゆれるもの 二二〇二七

7. 肢の運びがまつすぐでないもの 二二〇二五

イ 狭踏のもの 二二〇二五

ロ 外弧のもの 二二〇二五

四

ハ	内弧のもの	二五―三〇
ニ	交錯するもの	二七―三五
ホ	広踏のもの	二七―三五
乳器	(理想に近いものの減率を一五%とする)	
1.	乳脈が小さく短いもの	一五―二〇
2.	乳頭が小さいもの又は短いもの	二〇―二五
3.	乳頭が硬いもの	二〇―二五
4.	乳頭の配置がよくないもの	二〇―二五
5.	乳房が均等に発達していないもの	二三―二六
6.	乳房が硬いもの	二五―三〇
7.	乳房が小さいもの	二五―三五

中共の黄牛を訪ねて

会長 佐々木清綱

一 まんがき

昨夏中共訪問日本農業技術団が結成され、私は齊藤道雄、藤田壽吉の両博士とともに畜産班の委員として参加した。真

夏の暑い盛りに、中、南支から北支、満洲にかけて約二ヶ月も旅行し、その里程は札幌から鹿児島まで二往復する位だった。中南支の暑さときたら四十度もあつて夜もねられない、食慾は減退してどうなるかと思つた。亜熱帯の自然環境は、とても吾々大和民族には生活しにくいと思つた。しかし北支から満洲にかけては日本程度の氣候で凌ぎ良かった。各専門分野の技術者が四十名も揃つて行動し、一人の病人もなく予定の通り羽田に帰つた時は、やれやれよかったと思つた。

二 農業と家畜

中南支は亜熱帯に属し、ここには湿润農業が行われて、主な農作物は、日本と同じく稲作である、また養蚕も営まれているが、茶葉が盛んである。これらの地帯の土壤は赤い、ラテライトに属するものであるが、有機質に欠けていて見るからに、生産力が少いことを感ずる。北支から満洲にかけては温帯の乾燥地帯で、北支は小麦、満洲は大豆が主に栽培されている。内蒙古はかつて踏査した事があるが、純然たる畜産地帯で農作物は栽培していない特殊地帯である。

さてこれらの農業地帯には飼育している家畜が、農作物と共に面白い結びつきを示している。中南支の水稲地帯には馬は殆んど居ないで、汽車の窓から見渡す限り水牛である。

役畜としては水牛の天下である、どろ沼に頸まで入れて暑さをしのぎ、夕方は牧童が水牛に乗っている光景など、よそで

は見られない風景である。(写真1)

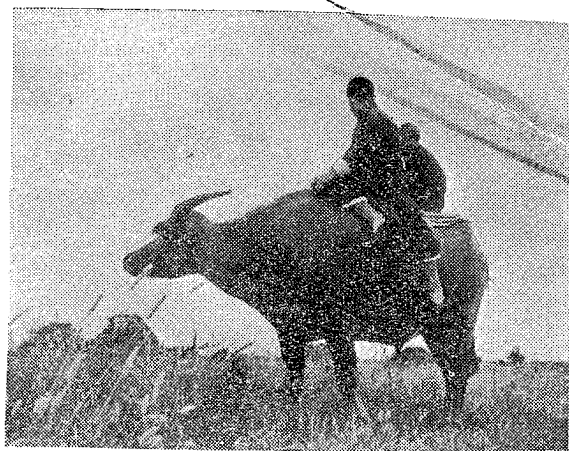


写真1 中支の水牛と牧童

とが実に仲良く二頭びき、四頭びきの馬車を巧みに引いている。御者は竹の棒に綱をつけて、見事に制御している。貨物の運搬は勿論農耕、畑地灌漑、家庭工業などまで畜力が実に良く利用されている。一ヶ年に二〇〇日も利用されるから有畜農業としては、日本も大いに見習う点が多い。支那では

水牛は稲藁や米糠を主な飼料としている事は云うまでもない
中支から京漢線で北支に北上すると、いつの間にか水牛は姿を消して、馬騾驢が多く見える
いはば馬属が横行している。日本では馬は馬連れ、牛は牛連れと云うが、この地帯では馬と牛

昔から南船北馬と云つて、中南支は船が交通機関であるが、北支や満洲は馬が交通機関である。その昔ジンギスカンが蒙

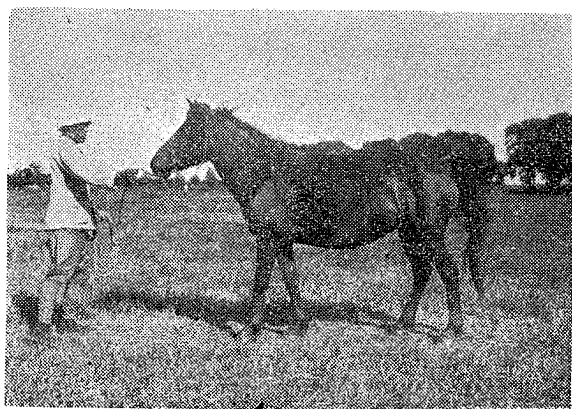


写真2 蒙古馬(牝)

古馬(写真2)にまたがつて、支那四百余州を制した時代から、北の馬は今でも農業上では重要な位置を保っている。
馬騾や驢は珍らしくもないが、私は今度初めて駄驢(雌驢と雄驢との種間雑種)(写真3)を見た。
写真でみるように雄であるが、睾丸は甚だ不完全な發育で繁殖力はない。

北支では麦稈や穀、満洲では大豆の茎葉や大豆粕、粟稈などが大切な飼料である。大豆粕はかつては日本に輸入され牛や豚の肥育に利用された事は、今では昔ばなしのたねにすぎない。北支から蒙古にかけては駱駝が飼育され、いわゆる双

三 家畜の頭数

中共における家畜、家禽の種類は亜熱帯と温帯とにまたがっている関係から、種々のものが飼育されている。主なものは黄牛、水牛、馬、驢、騾、駱駝、豚、綿羊、山羊及び鶏、アヒル、兎等である。家畜の頭数と家畜単位に換算した結果を示せば、第一表の通りであつて、全体を合計すると一億単位以上に達している。いまその家畜単位を一〇〇として、%にして表わせば第一図の通りである。

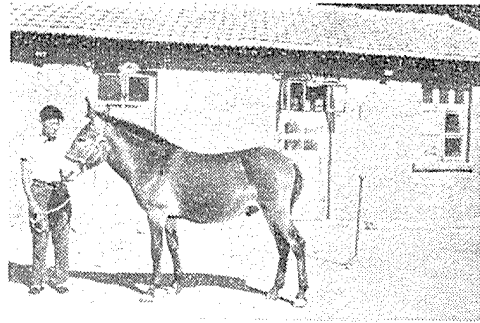


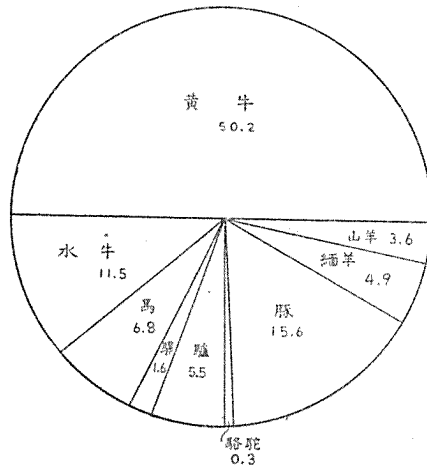
写真3 騾馬（雌騾×雄馬）

峰種がいるが、綿羊（蒙古羊）の飼育も多い、北支から中支にかけては寒羊も居る。このように各地帯ごとに役畜の種類が異つてゐるが中共を通じて豚はどこでも非常に多く、これに次ぐものは黄牛である。豚は甘蔗やその茎葉を飼料に利用し黄牛は小麦の稈や糠を飼料に利用する関係は、有機的に結びついていて面白い。

第一表 中共の家畜頭数 (1956年現在) (単位万頭)

	黄牛	水牛	馬	驢	騾	駱駝	豚	綿羊	山羊	計
頭数	5426	1240	739	171	1180	37.7	8441	5339	3887	
家畜単位	5426	1240	739	171	590	37.7	1688	534	389	10814.7

第一図 家畜単位に換算した各家畜の%



この図によつて明かなように、中共の家畜としては黄牛は

約半分を占めている。丁度日本において役肉牛が半分を稍上まわつてゐるとは、同様である。次は豚で約一六%に達しどこへ行つても、豚が飼育され、中国料理と云えば豚肉の御馳走である。豚には在来豚で有名な種類が多く、歐洲豚の改良の材料に利用されている。第三位は水牛であるが、全部役用で印度のような乳用水牛は飼育されていない。馬属は馬、驢騾合せて約一四%であるから、南船北馬とは云うけれども馬属は割合に多くない。私はかつて北京大学の教授をしていた時代に、四百余州をはこる支那大陸の各種の馬を、北京の近くの保定で飼育して調査研究したことがある。当時写した写真など今なお貴重な教材として保存しているが、今では良い想出となつた。これらの家畜の外に綿羊、山羊、駱駝なども居るが、駱駝は双峰種に属し、蒙駝と漢駝即ち蒙古ラクダと漢民族の飼育するラクダとある。駱駝には双峰種と単峰種とあつて、エジプト地方にいるのは単峰種である。私は今から廿年前歐洲に留学する時、今のようにヒコーキはなかつたので、歐洲航路の客船でエジプトのカイロに寄港して、大古の文明をしのぶピラミット見物をするのに、この単峰種に乗つたことがある。

四 黄 牛

さて中共の約半分を占めている黄牛について少し書いてみる。アジャの牛はもともと印度牛（肩に肩峰といふこぶのあ

る牛）が祖畜で、この牛が東南アジアの各地域の自然環境に適應するように馴化し、文化の東漸と共に支那に移行し、ここ数千年の間に中国式の牛に適應して成立したものとされている。また朝鮮牛は支那の黄牛から派生し、また日本の和牛ことに、褐毛和牛は朝鮮牛が日本に渡来し、熊本県下で飼育され地方的特色のある阿蘇牛として成立し、その後シンメンタールで改良され、今日みるような役肉兼用種として登場しているのである。アジャの牛の系統については、井口博士が頭蓋骨について、山根、加藤の両博士は肩峰の組織学的觀察筆者は血清学的研究などから、前に述べた印度牛の系統であると結論している。

私は北京大学時代に中支の開封に、西田周作博士（現在東北京大学教授）と佟伯恒氏と三人で黄牛の調査にでかけた事がある。その時の印刷物によると、雌成牛一三三頭の体高の平均は一八・八cmで、体長は一四〇cm、体重は三四三kg、これらのノルムを初め正常体型などもだしている。肉量も調査しているが、生体重に対する技術の割合は成雌では約四一%、去勢牛では四五%となつてゐる。これは当時軍の協力を得て牛を集めて調査したもので、材料としては決して満足すべきものではないが、一応の資料となると思うから、茲に御紹介する。

中共では雄牛の去勢が盛んに行われ、役用に利用されてい

るので、肉の調査なども去勢牛と雌とがほぼ相半ばする位に多い。この時に調査した雌牛の一例をあげると(写真4)に示す通りである。また今度吾々が渡支した時に、北京で農業博覧会の開催中であつたが、

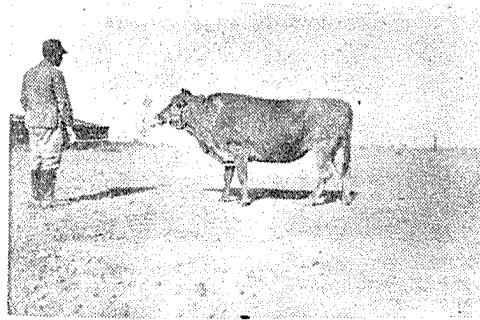


写真4 中文の黄牛 雌

会場の後に家畜家禽を展示した特別会館があつて、そこで見た黄牛の雄(写真5)を幸いカメラにおさめた。この牛は代表的な堂々たるものであつた。山東黄牛で体高一六〇cm、胸囲二二五cm、管囲二二cm、体重八一三kgと書いてあつた。この牛は特別立派なものに達しないが、試みに掲毛和牛の審査標準に記載してある標準体型を見ると、体高は雄一四〇cm、体重は七五〇kg、雌は一二七cm、四五〇kgとなつている事を念のため附記しておく。

中共の黄牛は他の家畜と同じく抗病性に強い、また飼料の利用性にも富んでいる。例えば小麦や粟の稈を利用している。豚で齊藤博士が研究しているが、満洲在来豚はバークシャーに比較すると、大豆の茎葉などの粗せんの消化率が高い、

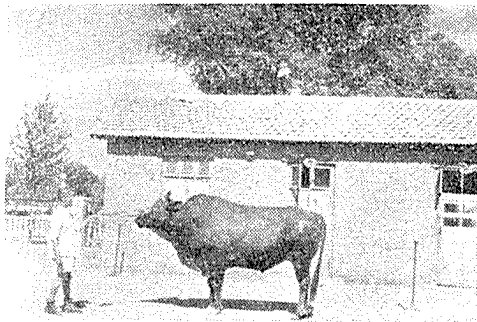


写真5 山東省の黄牛 雄

これなどは良い実例である戦前には日本に山東牛の肉と牛皮とが輸入されたものである。最近では貿易業者は目をつけているようだが、わが登録協会としては、全国和牛登録協会と協力して大いに警戒すべきであらう。

五 家畜の改良増殖問題と畜産物

中共の家畜は在来種が多く、農業の実態に即した形態で飼育されている。アジア式の代表的な主穀農業国であるから、役畜が断然多く前記の頭数から、役畜と生産家畜との割合を計算してみると、七六対二四%となつている。これらの家畜は前にも述べた通り抗病性が強く、飼料の利用性に富んでいるが、能力は低いのが欠点である。家畜の大宗である黄牛の改良については、水牛と同じく選択繁殖を行っている現状であつて、他から新しい品種を輸入して改良する事はやつて

いないようだ。この点については問題があると思うけれども後日に譲ることにする。乳牛についてはオランダ及び日本からホルスタインを輸入し、満洲の鉄嶺種畜場で増殖しているまた公主嶺の農業科学研究所畜産部では、乳用の短角種を飼育し、蒙古牛の改良を行い相当の成果をあげている。また南京の国営牧場では乳牛としてシンメンタールの雑種(写真6)



写真6 シンメンタール雑種

を飼育していたが、濃厚飼料を沢山与えて牧草などは殆んど与えていない。これでは生涯の能力はどうかと思つた。何れは栄養障害でなやまされるのではないかと危ぶまれた。

馬は主なものは蒙古馬であるが、これも曾つてはアラブ馬で改良をしたこともあるが、現在は北満ではソ聯からアルトン種(輕挽馬)を輸入して改良試験を行つていて、人工授精もソ聯式に行つている。次に豚はパークシヤで累進雑種を行い、緬羊はコリデルで二回雑種を行つて東北改良種と名をつけて種畜として利用している。これら

は曾つて満洲で日本人によつて合理的な成果をあげられたものである、その外に高加索細毛羊は声価をあげている。主な家畜改良の動向はこのようであるが、一般的に云えば、改良事業は今後に残された問題で、家畜の登録協会の成立や共進会の開催など重要課題が将来の問題として残つてゐる。

次に畜産物として食料品は牛乳、乳製品であるが、これは実に貧弱である。人口六億に対して乳牛は僅かに五万頭にすぎない。日本は九、五〇〇万人に対して五〇万頭である。これからみても想像できると思う。肉としては豚肉が主で牛肉や羊肉などである。中国料理は豚肉と卵がつきもので、筆者は連日の支那料理には全く閉口して、洋食班を募つて度々洋食を食べたが、新せんな牛乳がなく粉乳や煉乳のうすいものにはいささか困つた。牛乳の消費は日本の明治年代程度にすぎない。ニワトリやアヒルの肉と卵との生産は相当にあつて、特に肥育したアヒルのまるやきの味は特別である。ニワトリのヒナの雌雄鑑別などは、問題にしていけない、育てて肉にして食べれば良いと云う考え方をしている。

畜産食品の外に皮革や羊毛、獣骨などもあつて相当な数量に達している。副産物の厩肥であるが、これは飼料や自給肥料の材料になる藁や稗その他を燃料にするので、資源に乏しく困つてゐる。自給肥料を生産するには植林が先決問題である、最近植林政策が少しづつ、地につてきた。植林は治山治

水の外に飼料や厩肥問題の解決に重要である。畜力利用については、前に述べた通りである。最近農民の民度がたかまり畜産食品の需要が増加したので、増産対策が行われ、今度の政府になつてから、畜産物は凡そ二〇から三〇%増産されたと云つてゐる。

六 試験研究機関の訪問

長い旅行の間に各種の試験研究機関を視察し、その度に意見を聞かれたり、講演をたのまれた。演題はあちらの御注文によるもので全くメンタルテストをされている感があつた。しかし畜産班は人気があつて前後十回も講演をやつた、奉天の農業大学では数百人の聴衆が居つて、さかんに拍手され、全く音楽会にでも出たような感じであつた。あとで聞いた話であるが、齊藤博士の飼料問題はプリントにしてくばつたとの事であつた。

上海ではもとの自然科学研究所、今の植物生理研究所を視察した。中共では農作物と土壤との関係において、水の問題が重要なので、この研究所の設備は、大変によいと思つた。新京（今の長春）にあつた大陸科学院はそのままの姿をとどめ、今は応用化学研究所として発展している。これらの二つの機関は立派なものであるが、北京や南京の国营牧場などはその規模は大きいけれども、内容においては決して良いものではない。畜産関係として公主嶺の農業科学研究所の畜産部

と、鉄嶺の種畜場とは中共を通じてすぐれたものである。

屠殺場としては上海の屠殺場を視察したが、一日に豚三万頭牛一千頭を屠殺解体する能力があるから、実に規模の大きいもので、名実共に東洋一である。そして豚肉の半丸に対しては七つの検印をしてあつて、衛生的には非常に行き届いてゐる。意外なことには蠅が一匹もない。牛や豚の牧場でも蠅を見なかつた、この点は中共は全く生れ変つたと思う。

會つて北京大学の農學院で約二ヶ年教鞭をとつた事があるので、これを視察した。その前に北京飯店で関係者に講演したとき、湯教授と予め連絡がついた。會つて農場だつた北京郊外の羅道莊に、新建築の畜産学科と獸医学科とをみた。知己も居るので種々の質問をした。畜産学科には繁育学教室というのがあつたから、繁殖と育種とをかねたものかとたずねたら、育種の意味で、繁殖は獸医学科でやつてゐるとのことであつた。中共では畜産製造の講座はなく、飼養関係も飼料に重点がおかれて、栄養の方は他の部門でやつてゐるとのことであつた。種々話をしてゐるうちに、中共では教授が少くて困るから、再び北京にこないかなどと云われた。中共では男女共学で女子は農学部でも一三位もあつて、学資に困る学生には給費生として支給し、卒業後は就職難などはないとの事であつた。技術者は少いので困つてゐるのは実情であるから國交が快復すれば日本の技術者が發展する可能性が大いに

ると思つた。私は實際そんな事を考えて、渡支した次第であつて一日も早く実現することを祈つてゐる。

古くから中共の農村では合作社（産業組合）が発達し、今度中共の政權になつてから高級合作社が大いに發展してゐるので、南京や上海の郊外で野菜を中心とする合作社（写真7

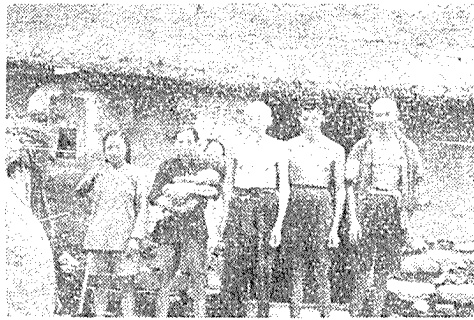


写真7 南京郊外の合作社のある農家

主義を唱えたが、これが地についたような共產主義のもとに、合作社は發展してゐるようである。

十 畜産技術の導入問題

北京には約一週間も滞在し、万寿山初め方々を見物したが

・8）をみた。四〇から五

〇家族の農家、大きいものになると一〇〇家族も共同して、分担して農業を営む仕組みになつてゐるから、夫々専門的にすぐれた技術を活用することができると。賃銀なども合議制で別に文句もなく、医者なども合作社にいて差支へはない、共同体として合理的に運営されてゐるようだ。かつて孫文が民主・民権・民生の三民

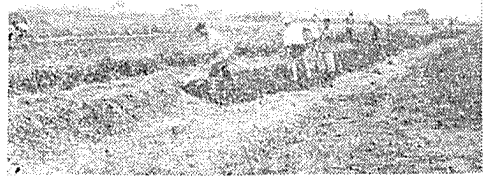


写真8 上海郊外の合作社の野菜の栽培

機会を得てわが技術団一行は周恩来総理と会談した。農政問題とくに食糧増産が最も重大な政策とみえて、非常に熱心に質問され討論された。日本の米の反当生産量の多いことが非常にみ力があるものとみえ、品種、施肥、病虫害の駆除、栽培技術などについて、日本側から詳しく説明された。あとで王震農墾部長（日本に团长として来訪）に日を改めて会談した。畜産について非常に関心をもつていて、意見を聞かれたから、畜産班を代表して述べた。中共では北満の一部はロシア式の大農法はできるかも知れないが、北支、中南支ではアジャ式農法で、しかも日本農業技術の導入が最も効果的であること、これは中国の技術者は誰でも賛成してゐることである。それだから今度中共から二六名も渡日して、視察調査したわけである。

さて中共では増産に直接関係ある技術を導入し度いと云うのであつて、基礎的なものは要求してゐない。それで中共と

しては食糧増産の一環として、家畜の増産を計画している。最も重きをなしているのは豚の増殖であるから、豚の人工授精術の実施を主張した。この問題については北京で講演を頼まれた時に、丹羽博士の創案した人工授精器をデモンストレーションして、豚についての日本の人工授精術は世界一なる事をも力説した。この人工授精器は北京農業科学研究所に寄贈し大変によろこばれた。馬や羊についてはロシア式の人工授精を行っているが、豚については全くやっていない、牛では少しやっているが未だ改善の余地が大いにある。飼料生産については、斎藤博士は草の利用問題、食用作物と飼料作物との輪作問題について詳しく講演したあとだったので、それを要約して提案した。日本と同じく人間の食糧と家畜の飼料との競合が最大の問題で、いかにしてこれをふせぐかが問題の焦点であつた。

家畜の衛生問題については、藤田博士は多年満洲での実地経験をいかして、伝染病の予防から防疫陣の強化策について提案し、最後にF・A・Oに疾病の統計を作つて提出することを進言した。以前は支那大陸の畜産の振興は、先ず獣疫の予防からをモットーにしたものであるが、昔に較べるとハエや蚊が非常に少くなり、衛生対策も進歩したから昔のほどではない。しかし支那大陸から東南アジアの畜産振興としては技術的立場からは人工授精の普及と飼料対策と、防疫の三つ

の項目が重要なものと思う。十二月十六日は東大で、十七日は千葉の農技研で中共の技術団と会談することになっているから、詳細はその時に発展するでしよう。

八　　む　　す　　び

私は最初に中国に足をのぼしたのは、大正の終りであつてそれ以来、満洲、北京、南京と数回にわたつて視察調査を行つた。従つて中国については少なからず関心をもっている。今の中共はどう変つたか、昔に較べてどうかとよく聞かれる事であるから、その点について述べてみたい。昔は上海、天津その他には租界と云うものがあつて、英、米、仏がわがものにおにふるまつていたが、今は租界はなくなつた、のみならず満洲国は姿を消した。云はば本當の独立国になつたので國民の表情は明るい。それから中国に行つた事のある人は記憶に残っているでしようが、大昔は万里の長城に端を発したものとありますが、北京、南京、奉天などの市内には城壁があつた。これは敵やバゾクを防ぐ目的のものだつたでしよう。この城壁は完全にとりこわされてあとかたもない。それから婦人の開放が行われている。昔は婦人はテン足と云つて歩く事が不自由であつた。今でも六〇才以上の婦人にはしばしば見うけるまた一夫多妻主義が公然と行われていた、しかし今の中共にはそんな事は全く姿を消したのみならず、女性には素晴らしく解放され、男女同権で婦人の大臣も数名でている。

主な文明国では日本は最も男尊女卑の習慣が強い、本当の民主主義は先ず男女同権からでしょう。

こんなわけで中共人民の表情は、極めて朗らかである。日本も明治の維新はこんなだったろうと想像した。かつては中国のハエと云えば有名なものであったが、今は殆んどいないまた蚊、ねずみ、いなご（蝗害と云つてあらしのようにいない）の群がやつてきて稲のホをあらすの四害もたいぢされている。中国は文字の国であるが非常に略語が用いられ、例へば農業を「农业」、中華を「中华」と略する、年号は西れきを用いている。最後に生れ変つた新中国の前途を祝福して稿を終る。

(一九五七、一二、一五)

褐毛和種における頭型と体型との 関係について

松尾昭雄・岡本正幹

(九州大学農学部)

まえがき

牛の審査に当つて、頭あるいは顔の形状が一部位として審査の対象になつていただけでなく、均称および品位を構成する要素としても、かなり重要視されていることは、審査標準

に書かれている通りである。なおまたこの形状が体型とかなり密接な関連性をもっていることは、関係者の間に古くからそれとなく認められているところでもある。それにもかゝわらず、頭型と体型との関連性を統計的に取扱つた研究は、なぜかほとんど報告されていなかったために、先般褐毛和種の審査標準改訂に当つて、筆者等の一人である岡本は、その原案を作成しながら、その理論的根拠を求めるのに、非常に困惑した。ところで最近登録協会の桑原事務局長から、充分とはいえないまでも、一応この問題を検討できそうな資料を与えられたので、頭長、顔巾、上額巾、および顔深などと体型との相関係数を算出し、いささか興味ある成績を得たので、それをさる十一月長崎市で開催された昭和三十二年度日本畜産学会九州支部大会で、口演発表した。ここではその時の発表の要旨をとりまとめて紹介しておこう。

(なお、これとよく似た研究がたまたま兵庫農大の井上氏等によつて、関西支部会で口演されたよしで、いうまでもなく黒牛和種についてではあるが、公表が期待される)

材料と測定の方法

材料は熊本県下に飼養中の成牝牛四九頭で、測定はつぎのようにして実施された。

頭長—額頂から鼻端までの長さ。

顔巾—頭骨の前面で最も広い部分の巾。

上額巾—上額で最もせまい部分の巾で、いわゆる鉢巾に相当する。

顔深—顔の前面から下顎骨の最も広い部分までの直線距離。なお、体型は定法によつたもので説明は略する。

成績と考察

(一) 顔型および体型の平均値と標準偏差

測定された各部位の平均値ならびに標準偏差を算出したものは第一表に示す通りである。

第1表 顔型および体型の平均値と標準偏差*

部 位	平均値と標準偏差
顔 巾	21.6±1.1
上額巾	18.2±0.8
頭 長	48.0±2.6
顔 深	25.9±1.0
体 高	126.0±3.6
体 長	148.1±8.3
胸 囲	184.1±18.7
胸 深	65.0±2.7
胸 巾	42.8±3.3
腰角巾	48.8±3.1
腕 巾	44.6±2.3
坐骨巾	29.2±2.3
尻 長	49.5±1.1
管 囲	17.1±0.4

* 十字部は省略

(二) 頭長と体型との相関

まず頭長と体型との相関係数を算出した結果についていえば、体高・胸深・腰角巾・腕巾・尻長の各部位はいずれも頭長と有意との相関を示したが、体長・胸囲・胸巾・管巾の各

部位は頭長と有意の相関を示さなかった。これによると、頭長は概して体格の大小と密接に関係している傾向があるけれども、胸囲や胸巾などとはあまり関係がないように見受けられる。(相関係数は第二表に一括して示しておいたのでそれを参照されたい——以下これに準ずる)

第2表 顔型と体型との相関係数表

部 位	頭 長	顔 巾	上額巾	顔 深
体 高	0.46**	0.64**	0.54**	0.50**
体 長	0.27	0.46**	0.29	0.34*
胸 囲	0.15	0.30	0.21	0.02
胸 深	0.68**	0.20	0.20	0.37*
胸 巾	0.17	0.52**	-0.32*	0.08
腰角巾	0.52**	0.42**	-0.33*	0.26
腕 巾	0.56**	0.39*	0.37*	0.30
坐骨巾	0.28	0.38*	-0.17	0.36*
尻 長	0.54**	0.47**	0.29	0.38*
管 囲	0.05	0.32*	0.21	0.11

** 1%の水準で有意

* 5%の水準で有意

(三) 顔巾と体型との相関

つぎに顔巾と体型との相関係数を算出した結果についていえば、体高・体長・胸巾・腰角巾・腕巾・坐骨巾・尻長・管囲の各部位はいずれも顔巾と有意の相関を示したが、胸深と

胸巾だけは顔巾と有意の相関を示さなかつた。これによると顔巾と体型との相関は、頭長と体型との相関よりもやゝ密接のように見受けられる。とくに胸との関係については、頭長は深さと関連し、顔巾が巾と関係し、その相互関係が逆になつている点が注目されよう。(第二表参照)

(四) 上額巾と体型との相関

つぎに上額巾と体型との相関係数を算出した結果についていえば、体高および腕巾は上額巾と有意の正相関を示したが胸巾および腰角巾はこれと反対に上額巾と有意の逆相関を示した。審査標準の説明によると「額は広く、上部がしまり」となつてゐるが、この場合の額の広さは顔巾の広さに相当し上部がしまりというのが上額巾のせまいことを意味すると考へてよいので、胸巾および腰角巾と上額巾との逆相関は、かなり有意義とみてよからう。つまり俗にいう「はちじまり」は単に顔に品位をもたせるだけの要素ではなく、体型と密接な関連をもつ要素と考えられる。(第二表参照)

(五) 顔深と体型との相関

つぎに顔深と体型との相関係数を算出した結果についていえば、体高・体長・胸深・腕巾・坐骨巾・尻長の各部位はいずれも顔深と有意の相関を示したが、胸囲・胸巾・腰角巾・管囲の各部位は顔深と有意の相関を示さなかつた。これによると顔の深さ(あるいは顎の深さといつてもよい)は体の高

さ、深さ、長さなどとは密接に関連しているが、体巾との関連はばらばらで、胸巾や腰角巾などのように、体積を構成する重要な一部の部位と密接には関連していないのは予想外であつた。(第二表参照)

(六) 頭型の比率と体型との相関

つぎに審査標準にいう「額は広く上部がしまり」の表現は顔巾と頭長、あるいは上額巾と顔巾の相互関係とも解釈されるので、これらの比率と体型および体高に対する各部の比率との相関係数を算出したが、その結果は一括して第三表に示す通りである。

まず顔巾対頭長の比率と体型および体高に対する各部の比率と相関についていえば、体型の測定値そのものとしては、顔巾対頭長の比率と有意の相関を示す部位はなかつたが、各部の比率のうちでは胸囲率と胸巾率とが顔巾対頭長の比率と有意の正相関を示し、胸深率がこれと有意の逆相関を示した。この場合にも胸の深さと巾との関係が顔巾対頭長の比率に対して、はつきりと逆になつてゐる点が注目されよう。(第三表参照)

つぎに上額巾対顔巾の比率と体型および体高に対する各部の比率との関係についていえば、この場合にも体型の測定値そのものとしては上額巾対顔巾の比率と有意の相関を示す部位はなかつたが、各部位の比率のうちでは尻長率がその上額

巾対顔巾の比率と有意の逆相関を示した。この場合このただ一つの有意の逆相関からだちに何等かの傾向を見出そうとするよりは、よしんば有意ではないとしても、ほとんど全部の部位の上額巾対顔巾の比率に対する相関係数が負の記号になつている点に注目した方がよさそうである。ただしその解決は今回は無理であるから、将来に残したいと思う。(第三表参照)

第3表 頭型の比率と体型との相関係数表

部 位	額巾／頭長	上額巾／額巾
体高	-0.14	-0.01
体長	+0.14	-0.10
胸囲	+0.14	-0.15
胸深	-0.27	-0.05
胸巾	+0.23	-0.01
胸腰角	-0.06	-0.30
腰巾	-0.08	+0.04
坐骨巾	+0.12	-0.07
尻管	+0.01	-0.19
	+0.17	-0.11
体長率	+0.22	-0.16
胸囲率	+0.31*	-0.14
胸深率	-0.49**	-0.01
胸巾率	+0.35*	-0.16
胸腰角率	-0.20	-0.18
腰巾率	-0.15	-0.03
坐骨巾率	+0.14	-0.08
尻管率	+0.02	-0.33*
	+0.14	-0.06

* 1%の水準で有意

** 5%の水準で有意

おわりに

頭型と体型との関係を、相関係数を算出して推定すると、頭の大小は一般に体格の大小と密接に関係していることがわかる。そこでもし枝肉の歩留をよくするために、頭を軽くして体積だけを増大させる方向に改良を進めるとすれば、かな

り困難が伴うことを覚悟しなければならぬだろう。しかし「額は広く上部がしまり」という審査標準の説明は、体巾とくに胸巾をまそうとする褐毛和種の新しい改良方針によく適合した表現であることが裏づけされたことは喜ばしいことである。

試験からみた褐毛牛の肥育

茨城県種畜場長 須永健児

はじめに

このところしばらく乳、肉、卵の価格が好調のため、いわゆる畜産ブームの症状が現われています。

従来、本県では和牛は仔をとるものは別として、ただ使うことと肥料を採ることだけが重んぜられて、肉の生産は軽くみられていたのに、近頃にはわかに牛の肥育熱が高まつてきたのもこのためと思われます。しかし理由はともかく九万頭の和牛を持ち年に二万頭近くの屠殺牛を出している本県としてまた飼料に恵まれ肥育牛出荷に地の利を得ている本県として誠に心強く感じられます。

国内の肉生産(消費)は終戦当時肉資源が枯渇したため一時的に減少はしたけれどその後年々復活の一路をたどり、昭

和二十七年には戦後最高を突破して年間枝肉生産量一六万七千トンとなり、その後更に進んで、三一年には実に二七万六千トンと全く驚くべき躍進ぶりを示しました。そしてその内半分強が牛肉です。三一年に屠殺された牛の数は成牛六八万仔牛一九万計八七万頭で和牛の生産数をはるかに超えるという珍現象が現われ、なおこれでも不足で冷凍牛肉約三千トンが輸入されているのです。

ところで、成牛一頭の屠体から出る枝肉量の全国平均は約五一貫（戦前は平均四六貫強）ですが、本県はこれより低く大体四六貫（戦前は平均四二貫強）位と思われます。

そこで肥育によつてこれら屠牛の枝肉量を増加させ肉質の向上をはかることは、農家の収入を増す為にも国内の肉資源を確保するためにも大切なことと思ひます。

このような観点から、当種畜場で褐毛牛の肥育試験をやつてみました。

以下その概要について述べてみませう。

試験の概要

牛の肥育といえはすぐ黒牛を連想するほど黒牛の肥育の歴史は古いし、従つてその試験資料も数多く見受けられますが褐毛牛については残念ながらその資料が極めて乏しいようです。

そこで、この試験では仔牛の生産や使役に供した普通の褐

毛牛に短期肥育を施した場合、肥育せずにそのまま売却したものに較べてどういふ結果が得られるかを調べるために行つたものです。

(一) 供試牛

供試牛は特別に選定せず、あらかじめ五才位の「めす」と指定して業者に依頼して置き、肉屋さんが農家から買受けた左記の牛をそのまま譲り受けたものです。

番号	購入月日	年令	性	体高	体重	価格	経歴・資質
1号牛	31. 12. 13	5才めす	尺	重	円	2頭分産、離乳直後のため増させているが、体型、資質はよい。	
2号牛	31. 12. 25	5才めす	尺	重	円	未経産、小体であるが肉付は普通、被毛は長く骨はやや太い。	

(二) 準備飼育

前表に示すように供試牛は購入期日もまちまちでかつ購入時において1号牛はかなり瘠せていたし、2号牛は肉附は普通であつたが食欲にむらがありかつ下痢を伴つていたので一月十四日迄次表の飼料を逐次増量しながら給与して準備飼育を行いました。

牛	種	購入日	月	年	令	性	体	尺	重	価格	種	歴・資	質
1号牛	♀	23日	26.5	尺	重	66	尺	14	重	20	円	32	円
2号牛	♀	23日	26.5	尺	重	66	尺	14	重	20	円	32	円
3号牛	♀	23日	26.5	尺	重	66	尺	14	重	20	円	32	円
4号牛	♀	23日	26.5	尺	重	66	尺	14	重	20	円	32	円
5号牛	♀	23日	26.5	尺	重	66	尺	14	重	20	円	32	円
6号牛	♀	23日	26.5	尺	重	66	尺	14	重	20	円	32	円
7号牛	♀	23日	26.5	尺	重	66	尺	14	重	20	円	32	円
8号牛	♀	23日	26.5	尺	重	66	尺	14	重	20	円	32	円
9号牛	♀	23日	26.5	尺	重	66	尺	14	重	20	円	32	円
10号牛	♀	23日	26.5	尺	重	66	尺	14	重	20	円	32	円

2号牛	21日	17.5	33	15	20	12	170	330	2,400
-----	-----	------	----	----	----	----	-----	-----	-------

備考 1. 配合飼料は糠20、麦糠20、米糠16、麦芽糠19、大豆粕10、
 ツァー粕15の割合で自家配合したもの。

2. 糠当り価格は95円。

その結果、肥育開始時の体重は、1号牛が一〇〇貫（十五貫増）、2号牛が一〇五貫（二貫増）となりました。

(二) 肥育期間

昭和三十二年一月五日から四月二十四日迄の百日間とし、これを第一期三〇日、第二期四〇日、第三期三〇日に区分して行いました。

(三) 肥育飼料の給与基準

飼料はウオルフ・レーマン氏の標準を参酌して体重一〇〇貫に対する給与基準を次表のように定めました。

期別	日数	濃厚飼料の配合率					給与日量		
		糠	大麦	米糠	麦糠	大豆粕	ツァー粕	濃厚飼料	粗わら
1期	30	20	20	10	20	20	10	1,500	1,300
2期	40	25	20	10	10	20	15	1,600	1,100
3期	30	25	30	10	10	15	10	1,800	750

(五) 飼養管理

飼養管理の概況は次の通りです。

1 濃厚飼料は予め各期分を自家配合して置き、大麦は挽割つたものを配合した。わらは切わらとし三〇分以上熱湯に湯浸してから濃厚飼料及びさつまよく混ぜて温いうちに給与した。

口 飼料の給与回数は七時、十一時、十六時の三回とし、第三期の後半は二十一時を加えて四回とした。

ハ 飼料給与量は体重を基礎とし十日毎に牛衡器で体重を測定し、増体量に応じて給与量を補正した。また各回における給与量の割合は次表のようにした。

給与回数	朝飼 (7時)	昼飼 (11時)	夕飼 (16時)	夜飼 (21時)	備考
3	20%	30%	50%		
4	20	20	30	30	3期の後半のみ

ニ 食塩は日量二〇〜三〇匁を、またカルシウムとしてホスカルを配合飼料の一〇程度をそれぞれ飼料に混ぜて与えた。

ホ 水は微温湯を日量一斗一斗五升を二回に分与し食間に与えた。

へ 牛体の手入れは食欲増進と体脂肪の偏着を防ぐ目的を以つて毎日十五—二十分間わら束で全身（特に肋背）を充分摩擦してからブラシをかけた。

ト 食欲増進のため雨天を除き第1期は毎日三〇分位、第2期は必要に応じ二〇分位自由歩行程度の運動を行つたが第3期は歩行運動は全然行わなかつた。しかし全期間を通じ晴れた日は十一時頃三〇—六〇分間屋外に立繋ぎをして日光浴を行つた。

チ 牛房は牛舎南端の個室で一、五間×二、〇間のコンクリート床、周囲板張り（四尺の板戸付出入口と南面ガラス窓付天井高九尺）のものをを用い、すき間風の入らぬよう目張りまたはむしろを張つて舎内の保温に留意した。

成績

(一) 増体量

百日間の増体量は1号牛三〇貫、2号牛一三・五貫で各期別の増量は次表の通りです。

番号	1期	2期	3期	計
1号牛	13貫	11貫	6貫	30貫
2号牛	6	11	6.5	23.5

(三) 全期間の採食量と飼料費

区分	単価	1号牛		2号牛	
		採食量	採食金額	採食量	採食金額
大麦	122.5	47.820	5.859	42.768	5.242
粟	100.5	48.402	4.864	43.256	4.347
綠豆	87.0	20.375	1.773	18.197	1.583
大豆	80.0	25.446	2.036	22.669	1.813
小麦	180.0	37.216	6.699	33.207	5.977
大麦	113.0	24.493	2.768	21.872	2.472
小麦	8.0	128.562	1.028	115.390	9.26
小麦	48.0	82.842	3.965	74.390	3.571
小麦	227.0	2.000	45.4	1.800	409
食塩	67.5	2.000	135	2.000	135
シートセラー			(555瓦)		888
計		419.156	29.581	375.549	27.373
1日平均		4.192	296	3.755	274

備考 さつまいもは生で与えたのですが、計算上乾物換算（生の1/3）で行いました。またシートセラーは豚のフットトンと同じものでたまたま寄贈を受けたので2号牛に与えましたが試験目的が違つのでハンケリした結果は得られませんでした。

(三) 飼料の利用率

前記増体量と前表の採食量に基いて体重一貫目を増量するために要した飼料と飼料費を調べてみると次表の成績が出ました。

区分	一貫田増体に要した飼料量(全期平均)				全飼料費
	濃厚飼料	さつま	稲わら	計	
1号牛	6,791	2,954	4,285	13,830	986
2号牛	7,743	3,166	4,925	15,834	1,164

すなわち2号牛に比して1号牛は飼料の利用性が高く安上りに肥育出来たといえます。素牛の選び方の大切なのはここにあるわけです。しかしこんな程度ではまだまだ良いとはいえません。もつと改良された良い牛を素牛に選べば更に良い成績が出る筈です。改良が大切なもののためです。

(四) 解体成績と販売価格

番号	試験終了時体重	枝肉量歩当り	枝肉率面(百歩当り)	枝肉価格	販売価格	代金	合計
1号牛	140.0	75.7	54	102	84,784	8,600	93,384
2号牛	128.5	69.6	54	116	80,736	8,200	88,936

備考 試験牛は4月26日芝浦屠場に出荷、翌27日は解体の上枝肉取引を行った。2号牛の枝肉率面が高いのは未経産牛であるのと肉色が幾分勝れていたためである。

(五) 収支計算

以上の成績から収支計算をしてみると概要左表のような結果が得られました。すなわち百日間の肥育で1号牛は

一九、八七七円、2号牛は一七、七八〇円の差引収入が得られたわけです。もつともこの計算には準備飼育中の飼料費が含まれていないのでこれを差引くと1号牛一六二七七円、2号牛一五、三八〇円となります。

区分	販売収入	支出				差引収入
		素牛代	飼料費	販売経費	合計	
1号牛	93,384	40,000	29,581	3,926	73,507	19,877
2号牛	88,936	40,000	27,363	3,793	71,156	17,780

備考 この計算には飼料評価額(収入)数、薬代、検査代及び運搬費によるトラック代その他金利等(支出)は省略しました。販売価格は販売手数料、屠殺検査手数料屠場使用料等です。

あ と が き

以上の結果から普通の褐毛牛でも売却する場合、そのまま売るよりも短期肥育を施して増肉と肉質改善により商品価値を高めて販売することが有利であるとの結論を得たわけですが、もし素牛に良いものを選択すればもつと良い結果が得られると思います。

また、今回はめす牛について行いましたが、二・三才位の去勢牛の肥育は素牛が安い上に発育途上にあるためその肥育も効率的でありまた資金の回収も早いので是非お勧めしたいものです。種畜場でも今年は若去勢牛の肥育試験を行う予定です。

更に来年はこれらの良い牛と普通の牛との比較試験をやりた
いと思っております。

最後に付加えて申上げたいことはせつかくもとをかけて良
い肉牛をつくつても、販売が不合理では何にもなりません。
短期肥育は共同で計画的に行えることが特徴ですから必ず仲
間をつくつて仲よく共励し最後は共同出荷による枝肉取引と
いうことにしたいものです。

褐毛和牛の乳の利用について

長野県支部 岡部 日出夫

はじめに

和牛の乳の利用については、戦後において、農家の食生活
の向上に、幾分でも役立たせようとの目的から、懐の哺乳後
の余った乳を利用するという前提で、所謂「余乳利用」とい
うことで始められた。しかも、どちらかと言えば、黒毛和牛
を中心として唱導されてきたとも言えるであろう。事実、中
国地帯の一部や福井県においては、かなりの実績を挙げたよ
うである。しかし乍ら、褐毛和牛については、寡聞にして未
だその報告があつたことを知らない。

褐毛和牛の乳の理化学的性状については、さきに日本褐毛

和牛登録協会の委託を受けて、京都大学畜産学研究室の上坂
教授外二氏による研究報告がなされているが、それによれば
分娩後の搾乳可能期間はおよそ六カ月であり、その間の一日
平均泌乳量は約五・九疋、一日の最高乳量は約八・七疋であ
つて、これを黒毛和牛に比較すれば、泌乳期間がやや長く、
泌乳量も多いとされている。またその成分においても脂肪、
蛋白質、全固形分が多いと結論されている。

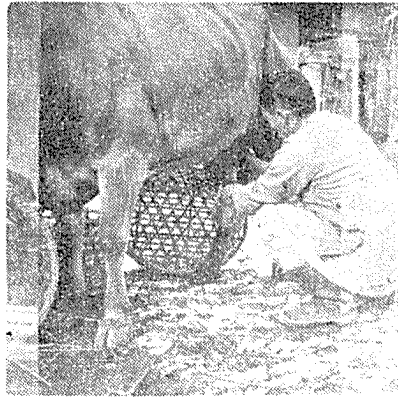
筆者は長野県下において、褐毛和牛の乳を実際に利用し、
効果を挙げている飼育農家があることを知り、その内容を調
査して、蓋し他の模範とするに足るものだと痛感したので、
ここにその概要を紹介することとした。

一家そろつて飲用

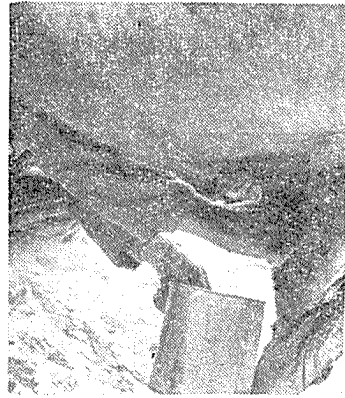
その第一例は、長野市川合新田、北村徳二さんの場合であ
る。北村さん一家は家族六人で、褐毛和牛一頭と種豚三〇頭
を飼育している。褐毛和牛は、昭和二十四年十二月十五日生
れのものであるから、やがて満八才にならんとしているが、
栄養は比較的良好で体積もあり、乳器の状態も良い。

北村さんの乳利用の動機は、仔豚を多数生産育成していた
関係から、褐毛和牛の乳を仔豚の育成用として、なんとか利
用できぬものかとの思案から、乳を搾つて本人が試飲したこ
とに始まる。飲んで見ると甘味があつてこうばしく、ホルス
タインの牛乳よりも濃くて水つばくはないことから、豚に飲ま

せるのは勿体ないから先づ人間さまがいたであろうということになり、毎日搾って一家全部で飲むようになった。



北村さんの搾乳実況



この牛は、初産のときは二合位、三産

二十五日まで搾乳利用した。乳量は一平均三升、最高のときは四升搾ったこともあるという。

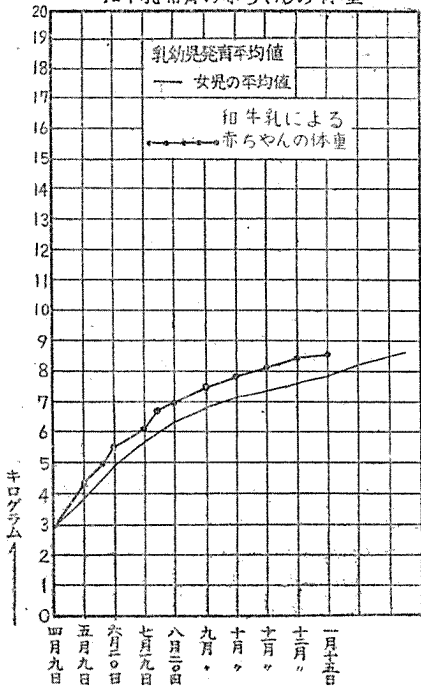
赤ちゃん、昭和三十一年四月九日生れのお嬢さんである。生れてから二十日間は母乳だけ、その後はお母さんの乳と粉乳との混合。六月二十日からは和牛乳だけで育った。赤ちゃんに飲ませる場合は、搾った乳一升に水を約七勺位と砂糖四勺、それに少量の果汁、ビスケットを加える。赤ちゃんは、発育表でみるように平均値を上回る見事な発育ぶりを示し、写真の通り体の充実もうかがわれる。病氣も殆んどしたことがないと感じておられた。

からは一日三升を搾って利用している。搾乳回数は朝夕二回搾った後はガーゼで濾過して煮沸し、その上層部分を大人が、下層部分を子供たちが飲用している。近隣にだんだん評判が伝って行つて、老人や病人達から分譲を懇望されるようになったと、北村さんは語っている。

赤ちゃんの哺育に利用

第二例は、長野県上水内郡三水村倉井の渡沢昭男さんの場合である。家族は九人、褐毛和牛は昭和二十七年四月十日生れの基礎登記牛である。昭和三十一年六月二十九日より十月

和牛乳哺育の赤ちゃんの体重

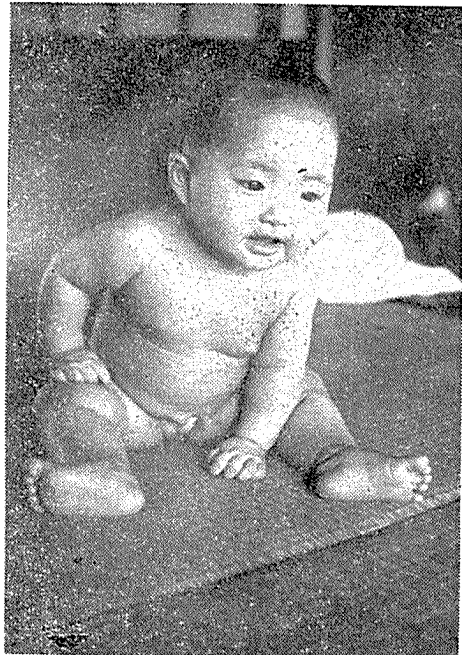


発 育 の 平 均 値

区 分		身長 (センチメートル)		体 重 (キログラム)	
		男 子	女 子	男 子	女 子
乳 児	出 生 時	49.8	49.2	3.1	3.0
	0—1 月	51.3	50.7	3.3	3.2
	1 月—2 月	55.3	54.2	4.4	4.2
	2 月—3 月	58.3	57.1	5.3	5.0
	3 月—4 月	61.2	59.8	6.0	5.6
	4 月—5 月	63.4	61.6	6.6	6.1
	5 月—6 月	64.7	63.3	6.9	6.4
	6 月—7 月	66.2	64.8	7.2	6.8
	7 月—8 月	67.4	66.0	7.5	7.1
	8 月—9 月	68.7	67.3	7.7	7.4
	9 月—10 月	70.0	68.5	8.0	7.5
	10 月—11 月	71.3	69.7	8.2	7.7
	11 月—12 月	72.2	70.9	8.5	8.0
幼 児	1 年—2 年	76.3	75.1	9.6	9.1
	2 年—3 年	84.0	83.0	11.8	11.3
	3 年—4 年	90.6	89.1	13.4	12.8
	4 年—5 年	96.5	95.9	15.1	14.4
	5 年—6 年	102.2	101.5	16.6	16.0
	6 年—7 年	108.6	107.8	18.5	17.9

(註) 0—1 月は出生時から1箇月までの平均、1 月—2 月は1 箇月から2箇月までの平均で、以下同様です。

「あかうし」の乳で育つた赤ちゃん



お わ り に

以上は僅か二例に過ぎないけれども、最近和牛を評して糞畜などと仰せられる方々もお有りだと聞くので、立派な用畜であることを御認識願う意味と、関係者各位に「あかうし」の利用性を昂めるための御研究をお願いするために本報告を敢えていたした次第である。

(昭三二一〇、稿)

広報室

○登録規程改正案でき上る

現行の登録規程は、制定されてからかなりの年月を経ており、その間にいろいろの情勢の変化もあつて、内容的にも再検討の段階にきていると思われるし、審査標準の改訂も行われたので、時期的にも規程改正の機が熟したものであるとして、事務局において改正草案の作製に當つていたが、この程その案が纏つたので、中央審査委員会に附議して検討を加え、プロツク会議にもその内容を發表した。

しかし乍ら、この草案は、決定的なものではなく、中央審査委員会においても尚継続審議を必要として保留になつた条項もあり、広く各県の意見を聞くこととなつてゐるので、充分検討の上ドシ意見を出されるよう切望する。改正案の内容は次の通りである。

日本褐毛和牛登録協会登録規程 改正案

第一章 総 則

第一 条 この規程は、褐毛和牛の形質および能力を改善

し遺伝力を強化するため、その登録を行うに必

要な事項を定める。

第二 条 登録を分けて次の三種とする。

一、予備登録

二、本登録

三、高等登録

前項の登録を行うために登録補助牛登記および
懐登記を行う。

第三 条

予備登録は次の条件を具えたものについて行
う、懐登記を受けたもの

一、父母の繁殖成績が良好であるもの

二、生後十八ヶ月以上において体型審査の結果
別に定めた審査標準により七十五点以上を得
点したものの

第四 条

本登録は次の条件を具えたものについて行
う。

一、登録牛の間に生産せられ、懐登記を受けた
もの

二、父母の繁殖成績が良好であるもの

三、生後十八ヶ月以上において体型審査の結果
別に定めた審査標準により八十点以上を得点
したもの

第五 条

高等登録は登録牛であつて、次の条件を具えた
ものについて行
う。

一、父母、祖父母共に登録牛であるもの

二、高等登録審査の際に八十点以上を得点したもの

三、雌にあつては、その子に審査得点八十点以上の登録牛二頭以上を生産し且各産後十二ヶ月以上に亘つて不受胎でないもの

四、雄にあつては、その子に審査得点八十点以上の登録牛十五頭以上を生産し且改良効果が認められるもの

五、その産犢および父母、祖父母の産犢中に左の遺伝的異常形質が出現していないもの

「先天性鱗皮症、先天性脳水腫、先天性盲目、無尾」

第六条 登録補助牛登記は次の条件を具えたものについて行う。

一、犢登記を受けたものまたは父母、祖父母の明らかな褐毛和種であつて生後十八ヶ月以上において体型審査の結果別に定めた審査標準により七十点以上を得点したもの

二、父母の繁殖成績が良好であるもの

犢登記は、登録牛の間、登録補助牛の間、もしくはこれら相互の間に生産せられた犢で失格（同等に取扱うものを含む）でないもの全部につ

いてこれを行う。

第八条 本登録および高等登録は本会が行い、予備登録、登録補助牛登記および犢登記は本会支部が担当して行う。

支部の設置されていない都道府県にあつては、本会が直接にもしくは最寄の支部に委任して行う。

第九条 審査標準は別に定める。

第十条 審査標準を改正する必要がある場合には、中央審査委員会において改正案を作製し、登録審査会の審議および公聴会の検討を経た上で理事会の承認を得て、これを改正することができる

第二章 登録登記の申込および審査

第十一条 本登録を受けようとするものは第一号様式の申込書に犢登記証明書を添えて本会に提出しなければならない。

高等登録を受けようとするものは第二号様式の申込書に登録証明書および第三号様式の繁殖成績書を添えて本会に提出しなければならない。

第十二条 予備登録および登録補助牛登記をうけようとするものは犢登記証明書（登録補助牛登記にあつてはその資格を証する血統証明書）を添えて本

会支部に申込むものとする。

第十三条

犢登記をうけようとするものは、第四号様式の座犢届に母畜の登録登記証明書および種付証明書（人工授精証明書を含む）を添えて本会支部に申込むものとする。

第十四条

異性の双仔又は三仔の雌については当該牛が受胎、分娩したのちでなければ登録または登録補助牛登記の申込を受理しない。

第十五条

本登録、予備登録および登録補助牛登記は原則として生后三十六ヶ月までに、又犢登記にあつては哺乳中にこれを申込むものとする。

ただし右の月令を超過した牛であつてもその理由書を審査した上で真にやむを得ない事由があると認められるものについては、その申込を受理することができる。

第十六条

登録登記（高等登録を除く）に関する審査は本会の任命または委嘱した審査委員二名以上で行う。

審査は予めその期日および場所を定めてこれを行うものとする。

第十七条

高等登録の審査は中央審査委員二名以上でこれを行う。

第十八条

審査の実施に必要な技術的事項については、会長は別に内規を定めることができる。

第十九条

審査委員が本登録および高等登録に関する審査を終了したときは、別に定める様式の審査成績報告書に名刺大の審査牛側望写真を添え、支部を経由して速かに本会へ提出するものとする。予備登録以下にあつては、審査成績報告書を遅滞なく支部に提出するものとする。

第二十条

登録資格牛でやむを得ない事由により早期に審査を受けたため、予備登録または登録補助牛登記したもののうち、特に中央審査委員が再審査の必要を認めたものについては、第十五条に定める期間内に、再審査を行うことができる。

再審査を受けようとするものは、登録（登記）証明書を添えて、第十一条一項もしくは第十二条により申込むものとする。

第三章 登録登記事務

第二十一条

登録登記したときは、第五号乃至第九号様式の登録登記原簿を調製し、第八条に示す所管区分により保管するものとする。

第二十二条

牛の番号は雌の場合は平仮名を、雄の場合は漢字を用いるものとする。

登録登記に際し必要があるときは、牛の名号を改訂することができる。

第二十三条

登録登記した牛には左の記号を冠して各性別に一連番号を付けるものとする。

高等登録

高

本登録

本

予備登録

予〇

登録補助牛登記

補〇

懷登記

懷〇

前項の〇印には、予備登録の場合は都道府県名略字を、登記の場合には郡名略字を用いる。

懷登記の番号は年度毎に更新するものとする。

第二十四条

予備登録牛には、第二号雛形の烙印を右角に、右角のないものには左角に押し、第九号雛形の

予備登録証明書を申込者に交付する。

第二十五条

本登録牛には、第一号雛形の烙印を前条に準じて押し第八号雛形の本登録証明書を申込者に交付する。

第二十六条

高等登録牛には、第四号雛形の額章を授け、第七号雛形の高等登録証明書を申込者に交付する。

第二十七条

登録補助牛には第三号雛形の烙印を第二十四条に準じて押し、第十号雛形の登録補助牛登記証

第二十八条

明書を申込者に交付する。

懷登記したときは、右耳に第五号雛形の耳標を装着し、第十一号雛形の懷登記証明書を申込者に交付する。

前項の証明書には、その左上隅に登録資格を示す第六号雛形の証印を押すものとする。

異性双仔又は三仔の雌にあつては、その旨を前項証印の下部に明示し置かねばならない。

第二十九条

懷登記証明書は、当該牛が登録又は登録補助牛登記を受けたときは、これを本会又は本会支部に返納しなければならない。

第三十条

登録、登記牛を譲渡したときまたは相続によりこれを取得したときは、譲受人または相続人は高等登録および本登録の場合には第十号様式の移動証明申込書に登録証明書を添えて本会に、その他の場合には第十一号様式の移動証明申込書に登録登記証明書を添えて支部に提出し、移動証明を受けるものとする。

第三十一条

登録、登記証明書を汚損したときは、その証明書を添えて高等登録および本登録の場合には本会に、その他の場合は支部に申込み、書換えを受けることができる。

登録、登記証明書を亡失したときは、その理由書と支部長の亡失確認証明書を添えて前項に準じ再交付を受けることができる。

再交付の証明書には、その右上隅に「再交付」の文字を印し交付年月日を明記するものとし、その交付によつて原証明書は効力を失う。

第三十二条

登録、登記牛が斃死したまたはこれを屠殺もしくは殺処分したときは、その所有者又は管理者は直ちに登録、登記証明書を添えて高等登録および本登録の場合には本会に、その他の登録登記の場合は支部にその旨を届出なければならない

第三十三条

登録、登記に関し虚偽または不正の行為があると認めたときはその登録登記を取消し証明書を回収すると共にこれを本会発行の登録簿又は機関誌に公告する。

第三十四条

登録登記について錯誤を発見したときは、その登録登記を更正する。

更正し得ないものについては前条に準じて取扱うものとする。

高等登録牛であつて第五条に示す条件中一号、三号、四号、五号について錯誤を発見したときまたは高等登録となつた後にその産犢に五号に

示す遺伝的異常形質のものが出現した場合はその高等登録はこれを取消し且これを本会発行の登録簿または機関誌に公告する。

高等登録を取消した場合にはその証明書と額章はこれ返納しなければならない。

第三十五条

登録した牛は本会発行の登録簿によりこれを公告する。

第三十六条

登録登記に関する料金は左の通りとする。
既に納付した料金は原則としてこれを還付しない。

種 別 単位 料 金

種 別	単位	料 金	
		会 員	会 員 外
一、高等登録料	一頭に付	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円
二、本 登録料	同	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円
三、予備登録料	同	五〇〇円	一、〇〇〇円
四、登録補助牛登記料	同	三〇〇円	五〇〇円
五、犢 登記料	同	二〇〇円	五〇〇円
六、移動証明手数料	一件に付	一〇〇円	三〇〇円
七、書換手数料	同	一〇〇円	三〇〇円
八、証明書再交付手数料	同	当該登録登記料と同額	

第十五条第二項による月令超過牛については、当該登録、登記料の倍額を徴収する。

第四章 雜 則

これを施行する。

第三十七条 支部を新設した場合は、三ヶ年以内に限り基礎牛登記を行うことができる。

但し支部の事情により会長の承認を得て前項の期間を伸縮することができる。

基礎牛登記の取扱いについては別に定める。

第三十八条 第八条により登録事業を施行する支部は毎年三月末日までに翌年度における登録に関する事業計画書および収支予算書を、四月末日までに前年度における事業成績書および収支決算書を本会に提出するものとする。

第三十九条 この規程により本会に提出する書類は支部を経由するものとする。

第四十条 昭和十二年十二月二十八日農林省令第五十三号公布以前において役肉用牛の登録を行っていた県または県畜産組合連合会、中央畜産会、帝国畜産会、中央農業会、全国農業会において登録登記した牛および昭和三十二年四月三十日まで全国和牛登録協会にて登録登記した牛、並びに本会従前の規程により登録登記した牛は、この規程により登録登記したものとみなす。

第四十一条

この規程は昭和

年

月

日より

○ 最近三ヶ年の登録登記頭数

県別		熊 本	長 崎	大 分	福岡	宮 崎	長 野	埼 玉	茨 城	栃 木	富 山	福 島	宮 城	秋 田	計
昭29	登録頭数														
	本 登 録	202	6				14		1					3	226
	予備登録	2,987	84	18		2	140	57	49	34		38	22	50	3,481
	補助登記	4,692	85	61			263	83	141	46		72	78	153	5,674
昭30	基礎登記		15				1,117	275	198	49			31	394	2,079
	備 登 記	17,111	260	123			989	36	85	25		361	171	53	19,214
	本 登 録	235	3				16	4	1			3	1	1	264
	予備登録	2,720	22	16	40		123	65	39	19		45	81	56	3,226
昭31	補助登記	2,993	3	42	34		284	48	133	61		71	82	102	3,853
	基礎登記				5		680	89	245	131		3	12	97	1,262
	備 登 記	20,205	126	67	6		1,040	27	160	36		334	143	136	22,280
	本 登 録	209	5		9		22	2	1		1	8	6	5	268
昭32	予備登録	2,601	43	24	42		122	30	72	9		74	52	57	3,126
	補助登記	2,294	9	34	8		220	19	57	3		111	80	85	2,920
	基礎登記		33		0		356	0	102	16			1	63	571
	備 登 記	18,762	150	113	7		667	2	104	18		336	157	178	20,494

計	本登録	646	14	58	9	52	6	3	1	11	7	9	758
	予備登録	8,308	149	58	82	385	152	160	62	157	155	163	9,833
	補助登録	9,979	97	137	42	767	150	331	110	254	240	340	12,447
	基礎登記		48		5	2,153	364	545	196	3	44	554	3,912
計	償登記	56,078	536	303	13	2,696	65	349	79	1,031	471	367	61,988
	計	75,011	844	498	151	6,053	737	1,388	447	1	917	1,433	88,938

○ 最近の「あか牛」市況

市場名	開月	催日	出 場 頭 数		最 高		最 低		平 均		格 計	
			めす	おす	めす	おす	めす	おす	めす	おす		
熊 本	高 森	11・	132	151	283	35,500	33,000	18,000	10,000	26,590	22,230	23,328
	白 水	11・	84	98	182	36,700	15,700	20,000	15,700	28,700	24,254	25,353
	波 野	11・	84	123	207	51,500	39,000	18,000	14,100	29,213	23,246	23,246
	内 牧	11・	67	43	110	43,000	26,300	22,100	10,000	29,220	20,291	24,631
	宮 地	11・	159	136	295	52,000	32,500	15,000	10,500	27,503	22,979	25,241
	多良木	11・	200	171	371	75,000	54,000	15,500	11,600	34,174	27,230	30,533
	免 田	11・	108	128	236	67,000	38,000	19,000	15,000	33,812	26,157	29,063
	人 吉	11・8.9.10	438	413	851	67,000	91,000	15,000	6,500	33,757	27,787	30,549
	水 俣	11・	12	45	36	81	46,500	40,100	24,000	16,000	34,194	25,648

湯浦	11・13	29	34	63	47,000	31,700	20,000	7,000	31,600	22,507	26,404
小国	11・21~23	164	283	447	45,000	39,000	15,600	8,000	29,062	21,913	24,530
桜井	11・25	52	70	122	46,600	41,000	22,000	15,000	31,200	25,179	27,441
熊平島	11・										
山鹿	11・27~29	236	273	509	64,000	46,000	18,500	16,200	38,096	26,316	31,717
河原	11・7	35	47	82	33,500	29,000	17,800	10,000	27,889	19,682	22,273
宮地	11・30	92	101	193	65,500	31,100	18,500	10,000	29,496	22,484	25,472
平均		1,925	2,107	4,032	75,000	91,000	15,000	7,000	32,690	24,950	28,218
水源	12・1	54	57	111	52,800	40,000	22,000	7,000	36,480	24,386	29,723
隈府	12・2~5	287	276	563	50,000	50,000	15,000	9,000	33,210	23,874	28,337
大津	12・7	79	70	149	40,000	28,000	19,000	11,000	30,100	21,218	24,934

○ 最近の全国屠畜頭数 (厚生省調)

家畜別 年次	牛					馬	豚	綿	羊	山	羊
	成		牛		犢						
	和	牛	乳	牛							
昭 28	—	—	366,714	53,477	214,032	1,927,239	—	—	—	—	
昭 29	408,423	27,091	429,575	78,908	140,002	1,432,068	23,631	44,453	—	—	
昭 30	563,826	38,142	600,048	208,773	123,811	1,659,592	23,385	41,867	—	—	
昭 31	608,030	42,321	680,351	191,467	146,997	2,155,951	33,811	53,479	—	—	

○農林省九州農業試験場 畜産部 肥育試験成績発表さる

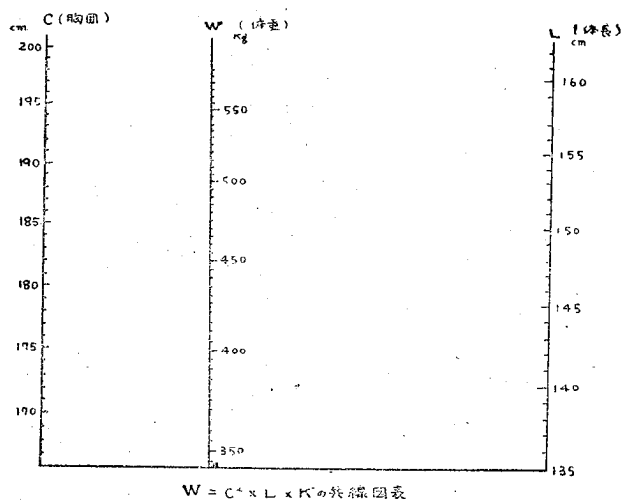
部長伊藤祐之博士指導のもとで、育種第一研究室スタッフにより、褐毛和牛の肥育に関する試験が続けられていたが、今回その成績の概要がまとまり、小冊子に印刷されて関係先に配付されることになった。希望の向きは本会又は熊本県庁畜産課に申込みたい。

(代金不要、部数に制限あるため品切れの際は悪しからず御海容を乞う)

○褐毛和種牝牛の生体重推定法について

黒毛和種の生体重推定法については石原氏等による巻尺が発売されていますが、これを褐毛和種に適用すると黒毛和種の場合ほどには適合しないのではないかと考えられます。

一方褐毛和種の成牝牛については九州大学の岡本正幹・鹿児島大学の大坪孝雄両氏が、昭和三十一年度の日本畜産学会九州支部会で発表した推定法があります。これは胸囲と体長との普通の測定値から導かれたもので、図にあてはめさえすれば簡単に結果がでるようになっていきます。いままでのところ石原氏等の方法にまさるとも劣らない成績のようですが、



考案者たちはこれをただちに定法としたいとは考えていないようです。機会があつたらためしてみて下さい。方法は対象とする牛の胸囲と体長とをそれぞれの線の上にとつて、定規で結ぶと体重を示す線の上に求める数値が読めるわけです。ためされた方はその適合度を御連絡下さるとな幸いです。

会報

○ 監事会

四月五日午前十時より、本会事務所において、池田、谷本、本田各監事出席のもとに、昭和三十一年度事業成績並に決算、関係諸帳簿、会務運営の状況等について定期監査を実施した。

○ 理事会

四月二十二日午後一時より、左記の通り理事会を開催、提出議案について審議を重ね、何れも原案通り承認して、午後五時閉会した。

- 一、開催地 熊本市桜町 熊本県自治会館
- 二、出席者 佐々木会長、河津副会長、佐藤、深川、

湯浅、宗像、野口、池田各理事

(委任状)

小屋迫、稲葉、魚住各理事

三、提出議案

- 1. 昭和三十一年度通常総会、総代会に附議する議案七件。

2. その他会務の運営に関する件。

○ 昭和三十一年度通常総会、総代会

四月二十三日午前十時より、熊本市内坪井町むつみ寮において、熊本、長崎、福岡、長野、福島、宮城各県より総代二十六名出席のもとに昭和三十一年度通常総会、総代会を開催した。定刻佐々木会長議長長席につき、議事録署名人に、古田、荒木丑雄の両氏を指名し、左記議案について審議、各総代より活潑な発言があつたのち、何れも原案通り可決、午後三時散会した。

- 一、昭和三十一年度事業成績並に決算報告の件
- 二、昭和三十一年度決算監査願未報告（代表監事）
- 三、昭和三十一年度決算剰余金処分案
- 四、日本畜産学会賛助会員に加入承認の件
- 五、昭和三十一年度事業計画並に予算案
- 六、理事の補欠選任の件
- 七、監事改選の件

理事補欠選任の結果は、高野守雄氏が選ばれ、監事は木村健十、堀照雄、矢野幸雄の三氏が新しく選任された。

○ 西日本ブロック審査研究会

五月五日午前九時より熊本県阿蘇郡小国町において、西日

安方、桑原

本ブロック各県の地方審査委員並に支部審査委員参集のもとに、岡本中央審査委員長の指導により褐毛和種新審査標準に基づく審査研究会を開催。終了後引き続き九州農業試験場畜産部の伊藤部長より「褐毛和牛の肥育について」スライドによる講演が行はれ、参集者に多大の感銘を与えた。

翌六日は引続き左記の議題について、協議会を開催、活潑な意見が陳べられ、盛会裡に閉会した。

- 一、附点審査の合理化について
- 二、登録規程の改正について

○ 中央審査委員会

十月二十八日午前九時より、福島県田村郡三春町において中央審査委員会を開催

- 一、登録規程の改正案
- 二、審査内規
- 三、附点法の合理化

の三件について附議、各委員より活潑な意見の開陳があり、午後五時散会した。

当日の出席者は次の通りである。

山本農林省畜産課長、佐々木会長、高野常務理事

岡本中央審査委員長

中央審査委員 大川、須永、石川、佐藤、島田、林

○ 東日本ブロック審査研究会並に支部長 審査委員会議

十月二十九日午前九時より福島県田村郡三春町において、東日本ブロック審査研究会を開催。東日本ブロック各県より地方審査委員並に支部審査委員多数参集の下に、先づ岡本中央審査委員長より材料牛について模範審査が行はれ、終つて五班に分れて研究牛の審査を行い、最後に大川、須永、石川、桑原の各中央審査委員が分担して、審査牛について討論を実施、午後五時散会した。

翌三十日には、佐々木会長司会の下に支部長、審査委員会議を開催。会長より開会の挨拶があつたのち、中共畜産事情についての講演があり、次いで農林省畜産課長代理として大川技官より挨拶があつて協議に入り、次の議題について検討が行はれた。

- 一、登録規程の改正について
- 二、審査内規について
- 三、次期開催地の決定について

尚埼玉、長野、茨城の各県より全国褐毛和牛共進会開催を希望する旨の意見が出されたが、その具体的問題については

後日更に研究することとなり、会議を閉会した。

○ 昭和三十三年度東日本ブロック研究会
の開催地は宮城県に決定

来年度の東日本ブロック研究会は宮城県にて開催することに決定し、その時期は九月下旬頃ということになった。

○ 西日本ブロック登録協議会

十二月三日午前九時より、長崎県島原市において、西日本ブロック登録協議会を開催。次の議題について協議した。

- 一、審査内規について
 - 二、附点法の合理化について
 - 三、登録規程改正案について
- 当日の出席者は次の通りである。

高野、佐藤常務理事 岡本中央審査委員長
島田、桑原、西山、各中央審査委員
村山長崎県畜産課長 本多技師
山下福岡県畜産課技師 野口長崎県支部長外十名
三井熊本県支部技師

支部だより

○ 熊本県支部

一、支部総会

四月十日午後一時より、熊本市において支部総会を開催、郡支部、分室よりそれぞれ関係者出席の上、河津県支部長より、昭和三十一年度事業成績並に決算について報告、これを異議なく承認、次いで総額三二二万円にのぼる昭和三十一年度事業計画、予算案について審議、原案通り可決して、午後五時散会した。

二、優良系統牛の造成計画順調に進展、第一回の認定終る

登録事業による褐牛の改良を更に効果あらしめるため、繁殖成績優良で遺伝力の強い系統牛の造成を目指して一昨年以來県下全域に亘つてその基礎調査を続行中のところ、その結果が纏つたので、この程関係者が集つて慎重に吟味を重ねた結果、次の三系統を県支部において正式に認定、今後交配の指定、後代検定、保留などの方法を計画的に実施して、優良

系統牛の造成を図ることとなつた。

1. さかえ系統（阿蘇郡久木野村）
2. みつほし系統（球磨郡錦村）
3. もりの系統（阿蘇郡阿蘇町）

三、附点審査の合理化に関する現地研究

本部と共同主催により、七月九、十の両日芦北郡湯浦町において、熊本県在住の中央審査委員を主体に、九大岡本博士を中心として、実牛につき附点法の合理化について研究討議を重ね、終つて引続き登録規程改正上の問題点につき意見を交換した。

四、第十九回熊本県畜産共進会開催

十月七、八、九の三日間、熊本県山鹿市において、第十九回熊本県畜産共進会を開催。

褐毛和牛は雄九頭、雌三一頭計四〇頭が出陳され、九州大学岡本博士が審査主任として七名の審査員と共に審査に当られた。

審査の結果は、左記の通り農林大臣賞が授与されたが、会場内には農林省九州農業試験場畜産部出品の褐毛和種肥育牛雌一頭、去勢牛一頭が展示されるなど、秋の畜産絵巻が展開

された。

農林大臣賞

豊栄号 雄 昭和三十年四月二日生
熊本県球磨郡上村 豊 永 進

五、県下農業高校生褐毛和牛審査競技会開催

褐毛牛に対する若い世代の関心を高めると共に、良牛の選抜を通じて農家経済を合理化せしめる産業教育の一端として、既に一昨年以来毎回、県下農業高校生褐毛牛審査競技会を開催してきたが、その第三回コンクールを十月十二日午前九時より熊本県菊池郡菊池町において開催した。

参加校は県下農業高校十二校の全校が参加、島田、桑原、寺本の三中央審査委員が判定委員となり、競技成績を判定した結果、左の高校に優勝旗が授与された。

優勝校 熊本県立菊池農蚕高等学校

尚、右校は引続き仙台市で開催された全国競技会に出場して、全国第五位に入賞した。

○長野県支部

一、審査研究会の開催

本部より岡本博士、佐藤常務理事、桑原技師を招き、埴科

郡屋代町において五月十七、十八の両日審査研究会を開催、県内技術者、種牡牛管理者、一般飼育者など関係者多数参集して、新しい審査標準について、その改正の意義、改正点などについての説明を聞いたのち、各班に分れて審査の実習、討論を行い、多大の成果を収めて散会した。

二、畜産夏期大学の開催

八月二十七、二十八日の両日、信州大学農学部において、本部と共催で畜産夏期大学を開催した。講師としては、本日より佐々木清綱会長、九大教授岡本博士、名古屋大教授齊藤博士、地元の信大教授三村博士の四名に、農協中央会招聘講師の宇都宮大西山博士と斯界の権威者を網羅した豪華陣容で信州の暑気も何のその、多数の聴講者に少からざる感銘を与え、極めて有意義に終了することができた。

○秋田県支部

一、新標準の研究會開催

本登録審査のため来県の本部佐藤、桑原の両中央審査委員を囲んで、五月二十日午前九時より山本郡二ツ井町において本登録受検牛を対象に、新標準の研究會を開催した。

二、第四十七回県畜産共進會に本部より

佐々木会長臨席

九月十四、十五、十六の三日間、大曲市の会場において、第四十七回秋田県畜産共進會が開催されたが、本部の佐々木会長には、お忙しい時期にもかかわらず、親しく臨席されて入賞牛に対し副賞を授与されると共に、場内の褐毛和牛出品者並に會員を激励された。

ニュース

○ギーセン大学より佐々木会長に 名誉博士号授与

肥料の三要素で有名なリービッヒ博士を生んだドイツのギーセン大学では、創立三五〇年を記念して、今回本会々長佐々木清綱博士に対し名誉農學博士号を贈った。この榮譽に浴した學者は世界を通じて、佐々木博士とアメリカのラッシュ博士の二人だけである。

○佐々木会長中共視察

佐々木会長は齊藤道雄名大教授らと共に、中共の自然科学

専門学会の招きで約二カ月に亘り中共の農業、畜産事情を具さに調査視察され八月末羽田着無事帰国された。

○内藤東大教授英国留学より帰国

本会登録審議委員の東大教授内藤元男博士には、昨年九月以来英国に御留学中であられたが、去る十月十一日一年ぶりに帰国された。

○東南アジア調査団出發

中央畜産会の横地事務局長外四氏による東南アジア調査団一行は、東南アジア諸地域に新しい畜産市場を開拓し、家畜家禽、畜産物の輸出を促進する目的を以て十月二十二日空路出發、マラヤ、ベトナム、タイ、ビルマ、セイロン、ラオスカンボジャ、フィリッピン、香港、台灣などを調査し十二月二日に羽田着帰国した。

○寒冷地に対する役肉用牛の貸付 に關する省令公布さる

農林省においては、十月三日省令第四七号を以て「寒冷地における雌牛の無償貸付および譲渡等に関する省令」を公布

した。

これにより一道二十五県の寒冷地の農家に役肉用の雌牛二〇〇〇頭が三カ年の期限で貸付けられる。

○農林省の枝肉取引対策

東京、横浜、名古屋、四日市、大阪、広島、福岡の各地に近く開設を予定される枝肉市場について、農林省ではこのほどそれぞれの関係者を東京に招き、要旨つぎのような「枝肉取引要綱」を示してその意見を求めた。

1. 方針

円滑公正な食肉取引を期するため枝肉市場を設置、取引の合理化をはかるときはこの要綱による。

2. 定義

枝肉市場とは地方公共団体が肉類の卸売をするため中央市場法により開設する市場で、枝肉とは屠体を剥皮頭部、四肢末端、尾部および内臓を取り除いた食肉である。

3. 要領

イ、枝肉市場には取引場と冷蔵庫とを設けなければならない。
ロ、枝肉市場で取扱う食肉は食品衛生法で認められた

ものに限る。

ハ、卸売人になろうとする者は、法で定めた資格を必要とし、農林大臣の許可を受けることとする。また市場開設者は農林大臣の認可を受け数を制限することができ。

卸売人は業務規程で定めるほか枝肉を買い、それを卸売することができないし、さらに定められたほか報酬を受けとつてはならない。

4. 売買参加者

開設者は市場の売買に参加しようとする者には業務規程の定めによる保証金を納付させる。また開設者は必要と認めた場合は仲買人をおくことができる。

5. 取引方法

市場に上場できる枝肉は屠殺解体後摂氏三度一零度の室内で、中家畜は十二時間、大家畜は二十時間以上を経過したものだけとし、枝肉の上場にあつて、卸売人は開設者の定めた規格に従つて仕分けておく。また取引開始前の下見は取引場だけにする。枝肉の取引は特別な事由がない限りセリ売りとする。

6. 代金決裁方法

開設者は金融機関を指定して、売買取引代金の決裁事務を代行させ、売買参加者は取引が成立したら当日中

に指定金融機関を通じて卸売人に代金を支払う。

開設者は指定金融機関の決裁完了証明のない枝肉を販売したら委託者に販売した翌日までに売買仕切書および仕切金を送付しなければならない。

7. 冷蔵庫の運営

冷蔵庫は原則として開設者が自ら管理運営する。

8. その他

イ、屠場や懸肉室での取引は禁止する。

ロ、枝肉市場に隣接して、小枝肉、正肉、内臓などの食肉仲買の市場を開設することもできる。

登録稟報

梶毛和種本登録 (雄) 登録簿第3巻登載以降の分

登録番号	名 号	生年月日	血統 (父) (母)	番 地	所 有 者	得 点
本 331	錦 久 春	昭和 28. 7. 11	繁 (本久) 光 (90)	熊本県人吉市南願成寺町	埼玉県川越市古谷上	金子 喜一
332	玉 久 玉	30. 1. 1	(本久) (本久) (子熊1435)	阿蘇郡錦野村	長野県上伊那郡宮田村	八 八 八
333	初 丸 武	29. 8. 10	(武久) (本久) (子熊123)	白水村	熊本県上益城郡矢部町	清水 益 八
334	武 秋 泉	29. 4. 25	(武久) (武久) (子熊5410)	白水村	熊本県上益城郡矢部町	上 益 八
335	浜 泉 城	30. 3. 10	(浜久) (浜久) (子熊2466)	白水村	熊本県上益城郡矢部町	上 益 八
336	玉 城 正	29. 6. 17	(玉久) (玉久) (子熊2234)	白水村	熊本県上益城郡矢部町	上 益 八
337	金 正	29. 2. 1	(正久) (正久) (子熊441)	鹿本郡福田村	熊本県上益城郡矢部町	上 益 八
338	栄 山 盛	29. 6. 19	(栄久) (栄久) (子熊175)	阿蘇郡北合志村	熊本県上益城郡矢部町	上 益 八
339	重 山 盛	29. 11. 5	(重久) (重久) (子熊306)	阿蘇郡白水村	熊本県上益城郡矢部町	上 益 八
340	幸 盛 光	29. 11. 20	(幸久) (幸久) (子熊3479)	久木野村	熊本県上益城郡矢部町	上 益 八
341	菊 光 浜	29. 6. 21	(菊久) (菊久) (子熊1974)	山鹿市久原	熊本県上益城郡矢部町	上 益 八
342	初 谷 山	28. 12. 15	(初久) (初久) (子熊8445)	阿蘇郡白水村	熊本県上益城郡矢部町	上 益 八
343	谷 山	30. 1. 1	(谷久) (谷久) (子熊8445)	阿蘇郡白水村	熊本県上益城郡矢部町	上 益 八
344	桜 山	30. 1. 1	(桜久) (桜久) (子熊8445)	玉名郡菊水町	熊本県上益城郡矢部町	上 益 八

本	345	真竹	29. 4. 8	飯本(第二種) 竹(116)	しろさく(2704)	熊本県下益城郡東低用村	熊本県下益城郡中央村	上村	俊	77.17
346	輝錦	30.12. 1	(本種) 243	は(6518)	球磨郡錦村	人吉市西間上町	川口	清	77.30	
347	天光	30. 5.10	(光) 浦(244)	(えいふく 3841)	四浦村	球磨郡多良木町	益田	力	77.32	
348	盤石	30.10.28	(久) 旗(149)	ましきみどり(456)	上益城郡矢部町	益田	時田	森	77.69	
349	三福	30.10.22	(桜) 緑(109)	(ふくみつ 353)	球磨郡錦村	益田	渡辺	泉	77.38	
350	豊国	29.10.20	(七) 福(194)	(本) 子熊(2170)	一武村	岡原村	坂本	彦	77.04	
351	福	30. 8. 8	(福) 金(88)	(さゆり 3270)	深田村	上村	梅田	馬	77.27	
352	栄	30. 4. 2	(光) 浦(244)	(ふくくえい 195)	四浦村	益田	豊永	学	77.34	
353	宝	30.11.25	(吉) 富(55)	(本) 子熊(924)	益田	人吉市下原田町	菅原	久寸男	77.49	
354	福徳	30. 4.23	(本種) 55	(は) 子熊(3814)	上村	球磨郡山江村	小嶋	長市	77.68	
355	松富	30. 5. 7	(高) 波(142)	(ふくくえい 2166)	西村	五木村	田山	親	77.05	
356	豊高	30. 8. 3	(高) 波(137)	(は) うえい(6320)	阿蘇郡野尻村	阿蘇郡山西村	高橋	定頭	77.10	
357	金川	29. 9.27	(春) 熊(726)	(ふくく 1761)	球磨郡球磨村	水俣市久木野村	寺床	芳太郎	77.20	
358	雄栄	30. 8.20	(光) 玉(665)	(に) し(2280)	上益城郡名連川村	阿蘇郡一の宮町	山部	信博	77.33	
359	晴山	30. 3.20	(高) 波(160)	(は) つかえ(1868)	阿蘇郡山山村	益田	阿保	家生	77.46	
360	第三玉塚	30. 1.11	(本) 丸(803)	(ふくく 2292)	波野村	阿蘇町	阿保	蘇生	77.52	
361	菊丸	30. 9.27	(久) 宮(188)	(ふくく 2226)	山西村	益田	阿保	蘇生	77.35	
362	弥栄	29. 6.18	(本) 繁(104)	(は) るひめ(466)	球磨郡四浦村	益田	阿保	蘇生	77.03	
363	松栄	30. 4.20	(本) 波(69)	(子熊) 6362	阿蘇郡高森町	熊本県上益城郡矢部町	江藤	信行	77.20	

- 52 -